

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス
令和4年10月～ 事業内容

1. 世田谷区で実施するサービス

従前相当のサービス（現行相当サービス）	総合事業通所介護サービス
区独自基準のサービス（サービスA）	総合事業運動器機能向上サービス

2. サービス内容等（変更点はアンダーラインつき）

	総合事業通所介護サービス	総合事業運動器機能向上サービス
サービス内容	通所事業所での日常生活上の支援や機能訓練を行う3時間以上のサービス	通所事業所での運動器の機能向上プログラムを主とした3時間未満のサービス
対象者像	身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な者	総合事業通所介護サービスの対象者像ほどではない者で、運動器の機能向上が必要な者
基準	国の定める基準と原則同基準 ※1	<p>国が定める基準と同基準（一体型）と基準を一部緩和した基準（緩和型）のどちらかを選択</p> <p>基準の緩和内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員の配置が任意 <p>*緩和型の場合、定員は、通所介護、地域密着型通所介護及び総合事業通所介護サービス（通所介護等）とは別に設ける必要がある。（一体型の場合は、通所介護または地域密着型通所介護との合計が定員となる）</p>
利用者負担	介護保険の保険給付と同じ負担割合 所得に応じて1割～3割負担	
支払い	国保連経由による審査・支払い	

※1 国の地域支援事業実施要綱等にもとづき、旧介護予防通所介護に係る規定と原則同基準の人員・設備・運営基準を世田谷区で規定（世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定の基準及び運営指導に関する要綱）

3. 報酬単価等（変更点はアンダーラインつき）

	総合事業通所介護サービス	総合事業運動器機能向上サービス
サービスコード	A 6	A 7
取扱い	月包括単位	利用1回ごとの出来高払い
単位設定	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援1、事業対象者(要支援1相当) ・月 1,672 単位 ○要支援2、事業対象者(要支援2相当) ・週1回程度利用 月 1,672 単位 ・週2回程度利用 月 3,428 単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○1回 331 単位 ・要支援1、事業対象者(要支援1相当) 週1回程度利用で月5回まで ・要支援2、事業対象者(要支援2相当) 週1回程度利用が必要な場合は月5回まで 週2回程度利用が必要な場合は月10回まで
地域単価	世田谷区の地域単価（10.9円）	
加算の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症利用者受入加算 ・生活機能向上グループ活動加算 ・運動器機能向上加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・選択的サービス複数実施加算 ・事業所評価加算 ・サービス提供体制強化加算 ・生活機能向上連携加算 ・口腔・栄養スクリーニング加算 ・栄養アセスメント加算 ・科学的介護推進体制加算 ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算 ・介護職員等ベースアップ等支援加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動器機能向上加算 ・事業所評価加算 ※1※2 ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算 ※3 ・科学的介護推進体制加算※2 ・<u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u>
減算の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の欠員による減算 ・定員超過 ・同一建物の減算 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の欠員による減算 ・定員超過

- ※1 総合事業通所介護サービスまたは事業所所在地の総合事業において、事業所評価加算を算定している事業所のみ算定可能
- ※2 制度の簡素化のため、総合事業運動器機能向上サービスについて、事業所評価加算及び科学的介護推進体制加算に対する処遇改善加算の単位は設けない。
- ※3 総合事業運動器機能向上サービスには、サービス提供体制強化加算がないため、特定処遇改善加算Iは算定できない。
- * 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、世田谷区では算定できない。